

リバウンド警戒期間の地域集会室のご利用について

新型コロナウイルス感染まん延防止等重点措置期間が終了となり、リバウンド警戒期間となりました。下記の要領でのご利用をお願い致します。

1 利用時間

通常どおり（午後 10 時までの延長利用可）

- 2 飲食を伴う利用については、長時間の飲食等はお控えいただき、3 密の回避、換気、会話する際のマスク着用等、基本的感染防止対策の徹底をお願い致します。

3 適用期間

令和 4 年 3 月 22 日（火）から同年 4 月 24 日（日）まで